

国民健康保険からのお知らせ

2023年4月からマイナンバーカードの保険証利用ができるようになりました!!
※保険証の発行は2024年12月2日で終了となります。

国民健康保険(国保)とは

国保は、病気やけがに備えて加入者のみなさんがお金を出し合い、医療機関等にかかるとき、医療費の一部を保険給付する、互いに助け合い、支え合う制度です。
<国保に加入する方>
●自営業の方 ●農業、漁業などを営んでいる方 ●退職して職場の健康保険をやめた方 ●職場の健康保険に加入していない方
●3か月を超えて在留する外国人の方(※在留期間が3か月未満でも加入できる場合があります。)

届出をお願いします こんなときは **14日以内**に届出をお願いします!

| | こんなとき | 届出に必要なもの (国民年金の手続きが必要な方は基礎年金番号が確認できるものも一緒にお持ちください。) | 窓口に来る人によって必要なもの | |
|-----------|----------------------|--|----------------------------|---|
| | | | 世帯主 | 代理人 |
| 国保に加入するとき | 他の市区町村から転入してきたとき | (基礎年金番号が確認できるもの) | ・世帯主のマイナンバー ・対象者のマイナンバー | ・委任状(別世帯の方) ・世帯主のマイナンバー ・対象者のマイナンバー |
| | 職場の健康保険をやめたとき | 健康保険の資格喪失証明書(退職証明書、離職票でも可)、(基礎年金番号が確認できるもの) | | |
| | 職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき | 健康保険の資格喪失証明書、(基礎年金番号が確認できるもの) | | |
| | 子どもが生まれたとき | 印鑑 | | |
| | 生活保護を受けなくなったとき | 保護廃止決定通知書、(基礎年金番号が確認できるもの) | | |
| 国保をやめるとき | 他の市区町村に転出するとき | 国民健康保険証、世帯主名義の銀行口座番号 | ・世帯主のマイナンバー ・対象者のマイナンバー | ・代理人の本人確認 |
| | 職場の健康保険に加入したとき | 国民健康保険証、職場の健康保険証、世帯主名義の銀行口座番号 | | |
| | 職場の健康保険の被扶養者になったとき | 国民健康保険証、喪主の氏名が確認できるもの(御礼状等)、喪主名義の銀行口座番号、印鑑 | | |
| | 国保の被保険者が死亡したとき | 保護決定通知書、(基礎年金番号が確認できるもの) | | |
| | 生活保護を受け始めたとき | | | |
| 変更・その他 | 村内で住所が変わったとき | 国民健康保険証 | | |
| | 世帯主や氏名が変わったとき | | | |
| | 世帯が分かれたとき又は一緒になったとき | | | |
| | 修学のため、別に住所を定めるとき | 国民健康保険証、在学証明書、印鑑 | | |
| | 施設入所のため、別に住所を定めるとき | 国民健康保険証、在所証明書、印鑑 | | |
| | 保険証、限度額適用認定証をなくしたとき | 本人確認ができる書面(マイナンバーカード、運転免許証等)、印鑑 | | |
| | (外国人の方) 在留期間を更新したとき | 国民健康保険証、在留カード | | |

※印鑑は「朱肉を使うもの」をお持ちください。

国民健康保険の手続きにはマイナンバー記載及び本人確認が必要です。

平成28年1月からのマイナンバー制度開始に伴い、世帯主と対象の方のマイナンバーの記載・確認、窓口に来られた方の本人確認が必要になります。
手続きの際には、『マイナンバーが確認できる書類』と運転免許証などの『本人確認書類』をお持ちください。

国民健康保険税の納付は口座振替が原則です。

手続き時に引き落としを希望する金融機関のキャッシュカードを持参していただければ、その場で口座登録が可能です。
(P17参照)

保険証について

国保の保険証は、医療機関等を受診するときに必要なものです。大切に保管しましょう。交付されたら記載内容を確認して、間違いがあれば届け出をお願いします。**国保の資格喪失後に国保の保険証を使った場合、国保で負担した医療費を返還していただきます。**

高齢受給者証について

70歳の誕生日の翌月(1日が誕生日の方はその月)から74歳の方には、「高齢受給者証」が一体化した保険証が交付されます。

保険証が使えないとき

- 病気とみなされないもの(健康診断、予防接種、正常な妊娠など)
- 他の保険が使えるとき(労災保険、損害保険などの対象のもの)
- 国保の給付が制限されるとき(けんかや泥酔によるケガなど)

交通事故などにあつたとき

国保加入者が、交通事故などで第三者から傷病を受けた場合、国保の保険証で医療機関等を受診するには役場への届出が必要です。ただし、被保険者の不法行為によるものや加害者から治療費を受け取ったり示談を済ませたりすると、保険証が使えなくなりますので、必ず保険課にご相談ください。

医療機関等を受診するとき

医療機関等の窓口で保険証を提示すれば、年齢や所得に応じた自己負担割合を支払うだけで、保険内の医療を受けることができます。

| 自己負担 | 義務教育就学前 | 義務教育就学後70歳未満 | 70歳以上75歳未満 |
|------|---------|--------------|----------------|
| | 2割 | 3割 | 2割(現役並み所得者は3割) |

保険給付について

いったん全額自己負担したとき

次のような場合はいったん全額自己負担となりますが、申請して認められれば、自己負担分を除いた額が払い戻されます。

- 保険証を持たずに診療を受けたとき
- 医師が治療上必要と認めた補装具代がかかったとき
- はり、きゅう、マッサージなどの施術を受けたとき(医師の同意が必要)
- 骨折やねんざなどで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき
- 海外渡航中に診療を受けたとき(治療目的の渡航は除く。)

入院したときの食事代

入院時食事代の標準負担額(1食あたり)は下記のとおりです。

| | | 令和6年5月まで | 令和6年6月から |
|-------------------|-----------|----------|----------|
| 一般(下記以外の人) | | 460円 | 490円 |
| 住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ | 過去12か月で | 90日までの入院 | 210円 |
| | 90日を超える入院 | 160円 | 160円(★) |
| 低所得者Ⅰ | | 100円 | 110円 |

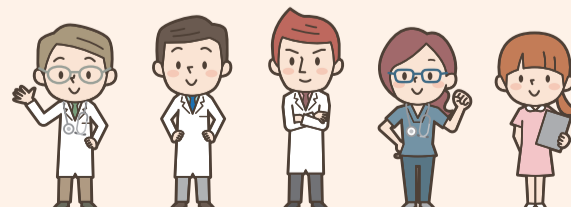
※65歳以上の方が療養病床に入院したときの食費の標準負担額は異なります。
(★)変更となる場合があります。

出産育児一時金

国保に加入している方が出産したときには50万円(産科医療補償制度に加入していない病院における出産の場合48.8万円)が世帯主に支給されます。
※一時金は、原則として国保から直接医療機関へ支払うものです。(直接支払制度)

葬祭費

国保に加入している方が亡くなったときは、喪主の方に5万円が支給されます。



医療費が高額になったとき

国保に加入している方が同じ月内に支払った医療費のうち、世帯の自己負担限度額を超えた分については、高額療養費として世帯主に支給されます。該当の方には、おおむね診療月の3か月後に、申請の手続きについて通知をお送りします。

世帯の自己負担限度額（月額）

70歳未満の方の場合

| 区分 | 所得要件 ^{※1} | 3回目まで | 4回目以降 ^{※2} |
|----|----------------------|--------------------------------|---------------------|
| ア | 901万円超 | 252,600円+ (医療費-842,000円)×1% | 140,100円 |
| イ | 600万円超~901万円以下 | 167,400円+ (医療費-558,000円)×1% | 93,000円 |
| ウ | 210万円超~600万円以下 | 80,100円+ (医療費-267,000円)×1% | 44,400円 |
| エ | 210万円以下(住民税非課税世帯を除く) | 57,600円 | 44,400円 |
| オ | 住民税非課税 | 35,400円 | 24,600円 |

※1 所得とは、基礎控除後の総所得金額等のことです。所得の申告がない場合は所得区分アとみなされます。

※2 当月を含む直近12か月で、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額

70歳以上75歳未満の方の場合(Aの限度額を適用後Bの限度額を適用する。)

| 所得区分 | 適用区分 | 外来+入院(世帯単位) B | |
|----------|-----------------|---|---|
| | | 外来(個人単位) A | |
| 現役並み所得者Ⅲ | 課税所得 690万円以上 | 252,600円+(医療費-842,000円)×1% (4回目以降 ^{※2} は140,100円) | |
| 現役並み所得者Ⅱ | 課税所得 380万円以上 | 167,400円+(医療費-558,000円)×1% (4回目以降 ^{※2} は93,000円) | |
| 現役並み所得者Ⅰ | 課税所得 145万円以上 | 80,100円+(医療費-267,000円)×1% (4回目以降 ^{※2} は44,400円) | |
| 一般 | 課税所得 145万円未満 | 18,000円 (年間14.4万円上限) | 57,600円 (4回目以降 ^{※2} は44,400円) |
| 低所得者Ⅱ | | 8,000円(年間14.4万円上限) | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | | 8,000円(年間14.4万円上限) | 15,000円 |

限度額適用認定証について

医療費が高額になるときは、「限度額適用認定証」を医療機関窓口へ提示することで、1か月における医療機関窓口での支払額が世帯の自己負担額までとなります。また、住民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関窓口へ提示することで食事代も減額されます。認定証の交付を受けたいときは、入院前に申請してください。70歳以上の方は認定証の提示が不要の場合がありますので、事前に保険課までお問い合わせください。

※限度額適用認定証の交付は、国保税の未納のない世帯の方に限ります。

| | |
|---------|--|
| 現役並み所得者 | 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる方。 ただし次の①②③④いずれかの場合は、申請により「一般」の区分と同様となります。 ①国保被保険者が1人で、収入383万円未満 ②国保被保険者が1人で、同一世帯の後期高齢者医療制度の移行で国保を抜けた旧国保被保険者を含めて合計収入520万円未満 ③同一世帯の70歳以上75歳未満の国保被保険者が2人以上で、合計収入520万円未満 ④旧ただし書き所得(総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額)の合計金額が210万円以下 |
| 一般 | 現役並み所得者以外の住民税課税の方 |
| 低所得者Ⅱ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税の方(低所得者Ⅰ以外の方) |
| 低所得者Ⅰ | 同一世帯の世帯主および国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方 |

国民健康保険税(国保税)について

国保税は医療分(基礎分)、後期高齢者支援金分(支援分)、介護保険分(介護分)の3つから成り立っています。国保加入者の所得(前年中のもの)や人数、年齢に応じて、年度毎に世帯単位で決まります。

| | |
|------------------------------------|---|
| 40歳未満の人の納め方 | 医療分+後期高齢者支援金分 |
| 40歳以上65歳未満の人の納め方 | 医療分+後期高齢者支援金分+介護分 |
| 65歳以上75歳未満の人の納め方 (介護保険の第1号被保険者) | 医療分+後期高齢者支援金分 (介護保険料は別途、介護保険担当から通知されます。) |

国保税を納める義務は世帯主にあります。

国保は世帯を単位とした制度のため、世帯主が国保に加入していなくても、世帯の中で国保に加入している方がいる場合は、保険証・各通知の送付や国保税の課税が、世帯主宛になっています。

確定申告・住民税申告が必要です。

遺族年金・障害年金受給者や収入がなかった方も国保税の軽減判定や高額療養費の算出に関係しますので、国保に加入している方は全員、**確定申告または住民税申告**をしてください。

保険税は社会保険料の控除対象となります(納付済額通知書)。

1月末に、前年の1月から12月までに納付のあった国保税の納付済額通知書を世帯主宛に送付いたします。なお、年末調整等で早めに通知書が必要な場合は保険課窓口で交付いたします。

※別世帯の方が代理で受け取りに来る場合は、世帯主からの委任状をお持ちください。

国保の届出は14日以内に。

国保の資格取得日は、届出をした日ではなく、国保の資格が発生した日のことをいいます。届出が遅れたときは、資格取得日に遡って課税や医療費の返還請求が行われます。

国保税の納め方

国保税は加入の届出をしたときからではなく、**国保の資格が発生した月**から課税されます。

口座振替にしましょう!

国保税の納付(普通徴収)は原則として**口座振替**です。役場窓口で村内にある金融機関のキャッシュカードによる申し込みが可能です(ペイジー口座振替サービス)。

年金からの天引き(特別徴収)

年6回の年金支給日に、受給額から国保税が天引きされます。

【対象者】以下の条件をすべて満たす世帯の世帯主が対象です。

- 国保加入者全員が65歳以上75歳未満
 - 世帯主が65歳以上75歳未満の国保加入者
 - 年金が年額18万円以上
 - 国保税と介護保険料の合計が一回に支給される年金額の2分の1を超えていない方
- ※国保税に未納がない場合は、申請により口座振替に変更することも可能です。

国保税の納期限

令和6年度の国保税の納期限は次のとおりです。(納期限は各月の末日ですが、末日が休日等により金融機関の休業日となる場合は、翌月の最初の営業日となります。)

| 第1期 | 第2期 | 第3期 | 第4期 | 第5期 | 第6期 | 第7期 | 第8期 | 第9期 |
|----------|---------|----------|-----------|----------|---------|----------|----------|----------|
| 7月31日(水) | 9月2日(月) | 9月30日(月) | 10月31日(木) | 12月2日(月) | 1月6日(月) | 1月31日(金) | 2月28日(金) | 3月31日(月) |

国保税は期限内に納めましょう!

特別な理由がないのに保険税を滞納すると、次のような措置がとられることとなります。

●給付・保険証の流れ

| | | | | | |
|-----|----------------------------|-------------------------|---|---|---------------------------|
| 納期限 | 督促状 延滞金などを徴収される場合があります。 | 短期被保険者証 保険証の有効期間が短縮。 | 資格証明書 1年経過しても未納の時は保険証の返還。医療費はいったん全額自己負担。 | 保険給付差し止め 1年6か月後も未納の時は給付の一部(全部)が差し止め。 | 給付差し止め 保険給付から滞納分が差し引き。 |
|-----|----------------------------|-------------------------|---|---|---------------------------|

●滞納処分の流れ

| | | | | |
|-----|-----|----|------|-----|
| 納期限 | 督促状 | 催告 | 財産調査 | 差押え |
|-----|-----|----|------|-----|

※督促状発送日から10日を経過した日まで完納されない場合は、財産を差押えなければなりません(地方税法で規定)。

どうしても納付が困難な時は、お早めにご相談ください。

国保の方へ 特定健康診査・特定保健指導／人間ドック

40～74歳の方は、特定健康診査・特定保健指導を受けましょう

平成20年度より始まった特定健康診査・特定保健指導とは、東海村国民健康保険が、国保に加入している40～74歳の方を対象に行うものです。特定健康診査・特定保健指導では、メタボリックシンドローム（メタボ）に着目した健診を行い、生活習慣を改善し生活習慣病を予防することを目的として実施します。毎年1回、特定健康診査を受診しましょう。また、特定保健指導該当の方には、後日通知しますので、生活習慣病予防のため、ぜひ活用ください。

特定健康診査は、3つの方法で受けられます。

特定健康診査の費用は、いずれの方法で受けても**無料**です。（一般ドックは一部自己負担があります）
ただし、受診はその年度に1回限りです。ご注意ください。

健診項目

<基本的健診（必須項目）>
身体計測（腹囲を含む）、問診、血圧測定、血液検査（脂質・血糖・肝機能）、尿検査（尿糖・尿蛋白）
<詳細な健診（医師が必要と判断した人）及びその他の健診>
貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清尿酸、血清クレアチニン

1 村の集団検診で受けられます

6月～7月：胃がん検診を希望する方が優先となります。
10月及び1月：胃がん検診以外のがん検診と同時に特定健康診査を受ける事ができます。（単独受診も可。）
※検診日程については、受診券及びカレンダーをご覧ください。（最終日は令和7年1月28日（火））

受診日に持参するもの 国民健康保険証・特定健康診査受診券（ピンク色）
その他（がん検診を受診される方は、お手元へ送付されている書類をご確認ください）

2 指定医療機関*で受けられます（受診先へ事前予約が必要です）

*茨城東病院、尾形クリニック、村立東海病院、東海クリニック、及び県内の指定医療機関

基本的健診項目は上記と同じですが、詳細な健診項目については、医師が必要と判断した場合に限ります。期間は令和6年5月1日（水）から令和7年1月31日（金）までです。

受診日に持参するもの 国民健康保険証・特定健康診査受診券（ピンク色）

3 一般ドックの費用助成を利用して受けられます（医療機関へ予約⇒役場保険課窓口へ申請）

40歳～74歳までの一般ドックには、特定健康診査の項目が含まれています。特定健康診査受診券（ピンク色）をお持ちの方は、返却くださるようお願いいたします。（費用の補助についてはP19参照）

一般ドックを受けるとき 補助金交付決定通知書を忘れず持参ください。

職場の健診を受けた方へお願いです

職場健診（事業主健診）の対象となっている方は、職場健診が優先ですので、あらためて「特定健康診査」を受ける必要はありません。職場健診の結果が出ましたら、健診結果票を役場保険課（医療保険担当）まで提出していただきますようご協力をお願いします。結果に応じて、保健指導のご案内をします。

18～39歳までの方は村のヤング健診、75歳以上の方は後期高齢者健診が受けられます

- 年度内39歳までの方は、村のヤング健診（無料）を受診することができます。村の集団検診で実施します。
 - 75歳以上の方は、後期高齢者健康診査（無料）を受診することができます。村の集団検診で実施します。後期高齢者医療被保険者証と「後期高齢者健康診査受診券」（みどり色）をお持ちください。
- ➔ 後期高齢者健康診査受診券は、4月下旬に発送予定です。

人間ドックの費用を補助します（一般ドックまたは脳ドックのいずれか1回限りです。）

国保の加入者で18歳以上75歳未満の方及び後期高齢者医療保険加入者を対象に、人間ドック費用の一部補助を行っています。なお、一般ドックを受診される方は、「ヤング健診」「特定健康診査」「後期高齢者健康診査」および「村のがん検診（胃がん、肺がん・結核、大腸がん）」「腹部超音波検査」は重複項目となるため、受けることができません。ご注意ください。

申請受付期間 令和6年4月1日（月）～令和7年3月7日（金）※申請は、受診する日のおおむね1か月前から受け付けます。

対象者 国民健康保険加入者………前年度までの国保税を完納した世帯で、18歳以上75歳未満の方
後期高齢者医療保険加入者……前年度までの後期高齢者医療保険料を完納した方
※受診日当日に、東海村国民健康保険又は後期高齢者医療保険の加入者でない場合、補助の決定を受けていても、費用を補助することはできません（全額自己負担となります）。

申請場所 役場保険課（医療保険担当）

申請に必要なもの 保険証、印鑑（朱肉を使うもの）

※次の医療機関に電話等で予約後、人間ドックの申請をしてください。（補助対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日）

| | 医療機関名 | 住所 | 電話番号 | 費用額 | | | | | | 検査項目 |
|------------------------|-------------------------|-----------------|--------------|------------------|---------|---------|---------------------------|---------|-----------------|--|
| | | | | 18～39歳（国民健康保険の方） | | | 40歳以上（国民健康保険・後期高齢者医療保険の方） | | | |
| | | | | 自己負担 | 費用額 | 村補助額 | 自己負担 | 費用額 | 村補助額 | |
| 一般ドック | 村立東海病院 | 東海村村松2081-2 | 029-282-2614 | 12,480円 | 41,600円 | 29,120円 | 12,500円 | 42,200円 | 29,700円 | 身体測定、問診、尿検査、便検査、血液検査、肺機能検査、視力検査、聴力検査、眼底検査、心電図検査、胃透視、腹部超音波検査、胸部X線検査 など ※オプションについては助成対象外になりますので、各医療機関へお問い合わせください。 |
| | 日製ひたちなか総合病院 総合健診センター | ひたちなか市石川町20-1 | 029-354-6795 | 12,540円 | 41,800円 | 29,260円 | 12,900円 | 42,900円 | 30,000円 | |
| | 日製日立総合病院 日立総合健診センター | 日立市城南町2-1-1 | 0294-23-3971 | 12,540円 | 41,800円 | 29,260円 | 12,900円 | 42,900円 | 30,000円 | |
| | 茨城県メディカルセンター | 水戸市笠原町489 | 029-243-1111 | 12,900円 | 42,900円 | 30,000円 | 13,120円 | 43,120円 | 30,000円 | |
| | 東関東クリニック | 水戸市白梅3-4-8 | 029-221-1200 | 12,900円 | 42,900円 | 30,000円 | 12,900円 | 42,900円 | 30,000円 | |
| 脳ドック | | | | 自己負担 | | 費用額 | | 村補助額 | | |
| | 聖麗メモリアル病院 脳ドックセンター | 日立市茂宮町841 | 0294-52-8531 | 8,910円 | | 29,700円 | | 20,790円 | | 頭部及び頸椎MRI、頭部及び頸部MRA |
| | 聖麗メモリアル病院 ひたちなか | ひたちなか市馬渡2835-2 | 029-219-8400 | 8,910円 | | 29,700円 | | 20,790円 | | 頭部及び頸椎MRI、頭部及び頸部MRA |
| | ブレインピア南太田 | 常陸太田市谷河原町1183-1 | 0294-70-1711 | 6,930円 | | 23,100円 | | 16,170円 | | 頭部及び頸椎MRI、頭部及び頸部MRA、頸椎レントゲン |
| | ブレインピアひたちなか | ひたちなか市馬渡541-1 | 029-219-7702 | 6,930円 | | 23,100円 | | 16,170円 | | 頭部及び頸椎MRI、頭部及び頸部MRA |
| | 日製ひたちなか総合病院 総合健診センター | ひたちなか市石川町20-1 | 029-354-6795 | 10,800円 | | 36,000円 | | 25,200円 | | 頭部MRI、頭部及び頸部MRA |
| 日製日立総合病院 日立総合健診センター | 日立市城南町2-1-1 | 0294-23-3971 | 10,800円 | | 36,000円 | | 25,200円 | | 頭部MRI、頭部及び頸部MRA | |